

食品安全基本法（仮称）の概要

基本理念

- 国民の生命及び健康の保護
- 食品の供給に関する一連の行程の各段階における安全性の確保
- 最新の科学的知見及び国際的動向に即応した適切な対応

関係者の責務・役割

国の責務

- ・食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、実施

地方公共団体の責務

- ・国との適切な役割分担を踏まえて、食品の安全性の確保に関する施策を策定し、実施

事業者の責務

- ・食品の安全性を確保するための一義的な責任
- ・正確かつ適切な情報の提供

消費者の役割

- ・食品の安全性に関する知識及び理解を深める
- ・意見の表明の機会等の活用

リスク分析手法の導入

リスク評価

- ・リスク管理を行う関係省庁から独立
- ・最新の科学的知見に基づき実施

リスク管理

- ・リスク評価の結果を踏まえ、消費者等の関係者の意見も聴いて基準等を設定
- ・予防の観点から特に必要がある場合には、迅速かつ適切に暫定的なリスク管理措置を実施

リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

食品安全委員会（仮称）の設置等

- ・リスク評価を中心とする食品安全委員会（仮称）の設置
- ・リスク分析や危機管理対応に関する基本的な指針の策定

食品の安全性の確保に関する施策の充実

- ・行政機関相互の連携
- ・試験研究・人材の確保
- ・内外の情報収集
- ・表示制度の適切な運用
- ・食育の推進
- ・環境に与える影響の考慮